

第19号議案

島根県立心と体の相談センター条例及び島根県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(島根県立心と体の相談センター条例の一部改正)

第1条 島根県立心と体の相談センター条例(平成16年島根県条例第82号)の一部を次のように改正する。

別表中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療の給付」を「療養の給付」に改める。

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 島根県立病院使用料及び手数料条例(昭和44年島根県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「老人保健法(昭和57年法律第80号)」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」に、「医療の給付」を「療養の給付」に、「老人保健法第30条第1項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項」に、「医療に」を「療養の給付に」に、「老人保健法第31条の2第2項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。